

平成30年6月29日付課法2-12ほか1課共同「租税特別措置法関係通達(法人税編)等の一部改正について」(法令解釈通達)による主な改正点は、次のとおりです。

## 租税特別措置法通達関係

### 1 納入等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除(改正)

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、それぞれ以下のとおり見直しが行われました。

#### (1) 原則

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次のイからハまでの要件を満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%(ニの要件を満たす場合には20%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、適用年度の調整前法人税額の20%相当額が限度とされています。

- イ 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額  
ロ  $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$   
ハ 国内設備投資額  $\geq$  当期償却費総額  $\times$  90%  
ニ  $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$

#### (2) 中小企業者等の特例

中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次のイ及びロの要件を満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%(ハ及びニの要件を満たす場合には25%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、適用年度の調整前法人税額の20%相当額が限度とされています。

- イ 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額  
ロ  $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$   
ハ  $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$   
ニ 次のいずれかの要件を満たすこと  
(イ)  $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{中小企業比較教育訓練費の額}}{\text{中小企業比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$   
(ロ) その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたもの

であること

### ○ 国内資産の内外判定（措通42の12の5－6 新設）

上記の(1)ハの要件について、国内設備投資額の計算における国内資産に該当するかどうかは、その資産の当該法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定を行うことを明らかにするとともに、例えば次に掲げる無形固定資産については、原則として、それぞれ次に掲げる場所をこの事業の用に供される場所として判定を行うことを明らかにしています。

- (1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）……鉱業権に係る鉱区（租鉱権にあってはこれに係る租鉱区、採石権等にあってはこれらに係る採石場）の所在する場所
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権……これらの権利が使用される場所
- (3) ソフトウェア……そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所

なお、一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱うことを明らかにしています。

### ○ 国内事業供用が見込まれる場合の国内資産の判定（措通42の12の5－7 新設）

上記の(1)ハの要件について、法人の有する資産が適用年度終了の日において当該法人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において当該法人の事業の用に供されることが見込まれるときには、国内資産に該当することを留意的に明らかにしています。

### ○ 償却費として損金経理をした金額（措通42の12の5－11 新設）

上記の(1)ハの要件について、当期償却費総額の計算における「償却費として損金経理をした金額」には、原則として、除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額など基本通達7－5－1又は7－5－2の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることを留意的に明らかにしています。

また、法人が継続して、これらの金額につきこの「償却費として損金経理をした金額」に含めないこととして計算している場合には、国内設備投資額の計算につき当該法人の有する国内資産に係るこれらの金額に相当する金額を含めないこととしているときに限り、この計算を認めることを明らかにしています。

## 2 租税特別措置の適用要件の見直し（新設）

中小企業者等以外の法人が平成30年4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの間に開始する各事業年度（対象年度）において次のイ及びロの要件のいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合を除きます。）には、一定の税額控除の規定（注）を適用しないこととされました。

- イ 繼続雇用者給与等支給額 > 繼続雇用者比較給与等支給額
- ロ 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 10%

(注) 一定の税額控除の規定とは、特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除いた、生産性の向上に関連する税額控除の規定（具体的には、次に掲げる規定）をいいます。

- イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4①⑥⑦）
- ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の11の2②）
- ハ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の6②）

### ○ 中小企業者であるかどうかの判定の時期（措通42の13－2 新設）

法人が、中小企業者に該当する法人であるかどうかは、対象年度終了時の現況によって判定することを明らかにしています。